

第66回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第66回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。本委員会は、当会における調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2021年4月20日（13時58分～15時39分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	小林誠治（委員長）、齊藤浩司、榊原渉、塩田克彦、關豊、渡部正（五十音順）
議 題	1. 前回委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査：異形棒鋼（東京） (2) 受託調査：型枠用合板 南洋材（認証材）（東京）

[議事要旨]

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
1. 前回（第65回）委員会議事録（案）の承認 2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」4月号より、「異形棒鋼」（東京）について審議。 ○特約店が需要者に販売する価格を商社からも聞き取る理由は何か。 ○取引数量③および③小口の集計・分析資料がない理由は何か。 ○調査で聞き取りした最高値、最安値はいつ頃の価格か。 ○エキストラ価格は毎月調査するのか。 ○調査しているのであれば、資料において確認結果を記載したほうがよい。 ○エキストラ価格は商社・特約店ごとに違いがあるのか。	○事前に配付した議事録（案）について確認、承認された。 ○（説明）「異形棒鋼」（東京）の概要を説明した後、調査総括表、調査情報票等に従って調査プロセス、調査結果等を説明。 ○商社が把握している情報についても参考にするため。 ○代表して取引数量②についてのみ作成した。資料作成において今後留意したい。 ○調査は毎月行っているため、当該月に取引された価格。 ○毎月調査している。 ○資料作成において今後留意したい。 ○汎用的な規格については、価格差はないと捉えている。

議 題 ・ 質 問	説 明 ・ 答 弁
<p>○価格の先行きが「強含み」となっているが、根拠となる定量的なデータはあるか。</p> <p>○脱炭素化に関連する鉄鋼メーカーの今後の動きについて注視してほしい。</p> <p>○調査対象事業所の推定シェアの出典は何か。</p> <p>○kg当たり掲載価格の小数点以下は0.5円単位に丸めているのか。</p> <p>○異形棒鋼は、工事業者が購入し、加工業者へ支給するのが一般的と考えてよいか。</p> <p>○調査対象に選定されているが今回調査をしなかった事業所についても、毎月調査をした方がよいのではないか。</p>	<p>○聞き取り調査の結果、調査対象事業所全社が「強含み」と回答している。</p> <p>○ご意見のとおり、注視していきたい。</p> <p>○当会独自の推定シェアであり、商社、特約店、建設業者等への聞き取りによる。</p> <p>○聞き取り調査の結果であり、0.5円単位に丸めているものではない。</p> <p>○そのように捉えている。</p> <p>○今後、毎月調査をすることも検討したい。</p>
<p>(2) 受託調査「型枠用合板 南洋材（認証材）」（東京）について審議。</p> <p>○「認証」の対象は、素材や事業者などのうち何か。</p> <p>○認証材、非認証材を合わせた型枠用合板の月当たり輸入量は何m³程度か。</p> <p>○調査において、1次店経由で需要者に販売される流通量の何%程度をカバーしているか。</p> <p>○需要が減少傾向にある中で、積算資料掲載の非認証材価格が2月号以降、上昇した理由は何か。</p> <p>○調査対象は無塗装品だが、通常、塗装品の方が多く使用されるのではないか。</p> <p>○無塗装品に比べて塗装品の流通量が多いにもかかわらず、積算資料では無塗装品がゴシック表示されている理由は何か。</p>	<p>○（説明）「型枠用合板 南洋材（認証材）」（東京）の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。</p> <p>○事業者が対象。</p> <p>○統計資料はないが、約4万m³程度と捉えている。</p> <p>○約75%をカバーしていると捉えている。</p> <p>○産地価格の上昇と在庫の減少により上昇したと捉えている。</p> <p>○ご指摘のとおり、流通量は塗装品の方が多い。</p> <p>○業者間では無塗装品をベースにする商慣習があるため。</p>
<p>.....</p> <p>次回委員会の確認</p>	<p>.....</p> <p>7月20日頃を予定</p>

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費（以下「資材価格等」という。）の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会を選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、代表理事に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。

この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

小林 誠治	(一財) 公会計研究協会 参与
齊藤 浩司	齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士
榊原 渉	(株) 野村総合研究所 コンサルティング事業本部 主席コンサルタント
塩田 克彦	日本メックス (株) テクニカル・アドバイザー (公社) 日本建築積算協会顧問
關 豊	JR 東日本コンサルタンツ (株) 博士 (工学)
渡部 正	日本大学 生産工学部 土木工学科 特任教授 博士 (工学)